

第VII章 設計審査及び工事検査

給水装置の新設、改造及び撤去工事を指定事業者が施行する場合は、給水条例第7条第2項の規定により、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に企業長の工事検査を受けなければならない。

1 設計審査

1.1 設計審査

設計審査は、指定事業者が行う給水装置工事の適正な施行を確保するため、当該工事の設計図等によって、設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法が政令第6条に規定する基準及び本施工基準に適合していることを確認するために行うものである。

1.2 設計審査の受付

企業長は、次の提出書類により受け付け、記載内容を確認する。

1 「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）

企業長は、指定事業者が次の事項について記入していることを確認する。

(1) 水栓番号

改造等工事の場合は、当該給水装置の水栓番号が記入されていること。

(2) 申込者（施工主）

当該工事の申込者の住所、氏名、電話番号が記入されていること。

(3) 指定給水装置工事事業者

住所、指定番号、事業者名及び代表者名、電話番号、給水装置工事主任技術者名及び主任技術者証交付番号が記入されていること。

(4) 工事場所

当該給水装置の工事場所が特定できる住所が記入されていること。

(5) 工事種別

工事種別に✓（チェック）していること。

(6) 給水方式

給水方式に✓（チェック）していること。

(7) 建物概要

階層（階高）が記入され、用途に✓（チェック）していること。

(8) 同意承諾関係

家屋、土地、給水装置に関する同意書について添付の有無に✓（チェック）されていること。また、誓約書の有に✓（チェック）されていること。

(9) 完工予定日

完工予定日が記入されていること。

(10) 摘要

特筆すべき事項が記入されている場合、その内容を確認すること。(例としては、「井水使用」、「内部工事は別事業者が施工」、「道路占用許可番号」など。)

2 「給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書」(施工基準第2号様式)

「利害関係人の同意書」については、同意内容に✓(チェック)されていることを確認し、「誓約書」については、申込者(給水装置所有者)の照合を行うこと。

3 「使用材料基準適合確認書」(施工基準第3号様式)

(1) 申請者名、工事場所

申請者名及び工事場所が記入されていること。

(2) 使用材料

該当する材料(「分岐部からメーターまでの材料」、「その他材料」、「特殊器具」)に材料名及び口径等が記入されていること。

なお、「分岐部からメーターまでの材料」欄には、給水条例で指定している使用材料、「その他材料」欄には、メータ下流側の水栓類を含めた使用材料を記入(特殊器具は除く)する。「特殊器具」欄には、メーター二次側に設置する給湯器等特殊器具を記入する。

(3) 基準適合

記入された材料には、基準適合欄のどれか(「団体規格」、「第三者認証」、「自己認証」、「指定仕様」)に✓(チェック)されていること。なお、特殊器具については、「第三者認証」又は「自己認証」となり、「第三者認証」欄には、認証番号又は型番を記入し、「自己認証」欄には✓(チェック)する(「自己認証」の場合、別に試験成績書が必要)。

(4) 設計年月日

設計年月日に提出された年月日等が記入されていること。

(5) 指定事業者名等

指定事業者名、主任技術者名、連絡先(電話番号)が記入されていること。

4 設計図(施工基準第4号様式)

(1) 水栓番号

水栓番号が記入されていること。

(2) 申請者

申請者名が記入されていること。

(3) 工事場所

工事場所の住所が記入されていること。

(4) 指定給水装置事業者

指定事業者名が記入されていること。

(5) 主任技術者

当該工事に指定された給水装置工事主任技術者名が記入されていること。

(6) 作成年月日

設計図を作成した年月日が記入されていること。

5 三階以上建物直結直圧式給水の扱い

三階以上建物への直結直圧式給水は、事前に「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」（施工基準第7号様式）により企業長に申請し、「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第8号様式）にて可否の通知を受ける。

事前協議で直結直圧式給水が可能な場合、設計審査の受付（1.2 1～3）に「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」（施工基準第8号様式）の写しが添付されていることを確認する。

6 直結増圧式給水の扱い

直結増圧式給水については、事前に「直結増圧式給水事前協議申請書」（施工基準第9号様式）により協議を行い、企業長から給水可の回答があったものに限り設計審査を受付ける。

設計審査に当たっては、直結直圧式給水の場合（1.2 1～3）に加え、「直結増圧式給水調査報告書」（施工基準第10号様式）の写し、「直結増圧式給水装置設置申請書」（施工基準第11号様式）、「直結増圧式給水装置調書」（施工基準第12号様式）、「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」（施工基準第13号様式）が添付されていることを確認する。

7 貯水槽式給水の扱い

受水槽の設置を伴う給水装置工事の場合、直結直圧式給水の場合（1.2 1～3）に加え、「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」（施工基準第14号様式）が提出されていること。

8 設計図

図面の記入方法は、原則として「第VI章図面作成」の設計図作成方法による。

設計図は、「第VI章 1.2 作図の条件」に従い作図されていること。

直結増圧式給水の場合は、増圧給水設備以下の給水装置を含めた設計図であること。

受水槽の設置を伴う給水装置工事は、受水槽以下設備の設計図を添付すること。なお、受水槽以下設備の設計図は、青写真（コピー）でも構わない。

9 自己認証品使用報告書

自己認証品を使用する場合は、「自己認証品使用報告書」（施工基準第21号様式）が提出されていること。

10 水理計算書

必要に応じ、当該給水装置工事に係る水理計算書の提出を求めて確認する。

11 その他

その他本施工基準で定めた様式で必要なもの、企業長が必要と認めたものについて確認すること。

1.3 設計審査の内容

1 次の項目について、給水装置の構造、材質が政令第6条及び本施工基準に適合していることを審査し、同時に設計に必要な事項の調査がなされていることを確認する。

なお、書類の記載内容及び設計内容に不備がある場合は、その訂正及び改善方法を指示し、修正させる。

(1) 分岐箇所

分岐箇所の適否、配水管の位置、管種、口径、布設状況（布設年月日）、分岐位置（オフセット）、道路舗装種別等、指定工法の確認（分岐方法）

(2) 使用水量

所要水量、使用形態等

(3) 配管

「設計図」（施工基準第4号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第3号様式）等に基づいた、使用管種の適否、配管位置の適否、構造の適否、管防護の適否（防食、離脱防止、防寒等）、指定材料を確認（分岐部からメーターまで）する。

(4) 逆流防止

逆流防止装置設置位置の適否、受水槽設置においては、吐水口と満水面との間隔の適否等

(5) 取付け器具（用具）の適否

「設計図」（施工基準第4号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第3号様式）等に基づいた、器具名及び設置箇所の確認、認証番号等による構造・材質基準適合を確認する。

(6) 給水管口径の適否（水理計算書等に基づく）

(7) 直結増圧式給水については、企業長からの事前協議書における給水適否の確認及び「直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設）」（施工基準第13号様式）の確認。また、増圧給水設備については、政令第6条に定める基準に適合した製品であることの確認、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認。

(8) 貯水槽式給水の場合、「貯水槽水道（設置・変更・撤去）届」（施工基準第14号様式）の確認、所要水量と受水槽有効容量との適正な関係を確認。

(9) 止水栓及びメーターの設置位置等の確認

(10) 集合住宅におけるメーターについては、設置位置の規則性の確認。

(11) その他必要と思われる事項

2 逆流によって水質を汚染する可能性のある施設への給水については、水質事故を防

止するため次の点に留意する。

- (1) 一般用と工場用が併用となる給水装置については、工場用の給水装置はできるだけ受水槽以下の設備とするよう指導する。
 - (2) 井水を併用する場所については、それぞれの配管状態（口径、材質、布設位置等）を調査し、上水と接続することのないよう厳重に注意する。
なお、工事検査の際慎重な確認を行うため、「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）の摘要欄へ「井水使用」と明記させる。
 - (3) 飲用水系統のほかに消火用水系統があるものについては、水質汚染が発生しない構造とするよう指導する。
- 3 設計審査において必要がある場合は、当該工事を担当する給水装置工事主任技術者に対し資料の提出や詳細についての説明を求める。

1.4 設計審査手数料及び加入金

1 徴収額

給水条例第35条及び第36条に定める額とする。なお、設計審査手数料の種別に定めている口径は、給水管の最大口径とする。

2 徴収方法

担当窓口において設計審査を受付けした後、発行する納付書で徴収する。なお、加入金は、設計審査承認通知に併せ発行する納付書をもって徴収する。

3 手数料及び加入金の還付等

設計審査手数料及び工事検査手数料、加入金は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。（給水条例第35条第2項及び第36条第4項）

4 手数料及び加入金の減免等

設計審査手数料及び工事検査手数料、加入金について、企業長は、公益上特別な理由があると認めるときは、その額を軽減し、又は免除することができる。（給水条例第37条）

1.5 設計審査後の事務

1 「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）への記入

受付年月日及び受付番号、水栓番号（新設の場合）を記入する（設計審査日も受付日となる。）。設計審査後等に設置メータ一口径及び個数（新設、改造の場合での予定）、手数料の納入確認後、納入金額及び徴収日を記入する。

また、特に記載すべき事項（井水使用等）がある場合は摘要欄にこれを記入する。

2 その他提出書類への記入

その他の申請書、届などに、受付年月日、水栓番号、受付番号などの必要事項を記入する。

3 工事記録簿の扱い（指定事業者の事務）

水道法施行規則第36条第6項により、指定事業者は施行した給水装置工事（施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、同条第1項により指名した給水装置工事主任技術者に工事に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保管することとなっている。

4 その他

設計審査完了後、工事内容に変更が生じた場合には、「第Ⅲ章 2 工事変更等の取扱い」による。

1.6 配水管からの分岐又は撤去工事を指定事業者が施工する場合の取扱い

配水管から給水管を取り出し又は撤去する工事を指定事業者が施工する場合は次による。

1 給水管分岐又は撤去工事の承認要件等

配水管からの分岐工事や道路下の配管は、適正な工事が行われなかつた場合に水道施設への損傷や、道路の陥没事故等を生じさせるおそれがある。また、配水管に汚染物質等が混入した場合には広範囲な水質事故を生じることになる。このことから、適正な施工を確保するため、指定事業者が施工する配水管からの分岐又は撤去工事は、次の要件を満たすものを承認する。

(1) 承認要件

- ① 給水管の分岐及び配管を行う者は、当該配水管及び他の埋設物に変形、損傷その他異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。（水道法施行規則第36条第2項）
- ② 道路の掘削及び復旧工事について実務経験を有すること。
- ③ 上記資格又は実務経験の確認のため、必要な書類を提示又は提出すること。
- ④ 不陸陥没等、緊急を要する場合は、直ちに出動し必要な措置を行うこと。

(2) 指定事業者の誓約事項

指定事業者は次の誓約事項を厳守するものとする。

- ① 工事の施工に当たっては、関係法令、条例等を厳守すること。
- ② 工法、その他工事に必要な事項については、企業長が定める本施工基準に従うこと。
- ③ 指定事業者は、給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む）に起因する損害賠償等は、施工主と連帶して責任を負うこと。
- ④ 工事に起因して問題が生じた場合は、指定事業者及び施工主の責任において解決すること。
- ⑤ 道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施工すること。

2 給水管の分岐及び撤去工事立会いの申込み

配水管からの給水管分岐工事又は撤去工事は、企業長が立ち会うため、事前に受付窓口で立会いの申込みを行うこと。

2 工事検査

給水装置の構造・材質基準は、政令第6条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、法第16条の規定により、水道事業者は給水の拒否又は停止をすることができる。

水道企業団においては、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合し、かつ、適正に施行されることを確保するため、その施行は、企業長が指定したもの（指定事業者）又は企業長が施行することとしている。（給水条例第7条）

また、指定事業者が施行する場合には、当該給水装置が政令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に行う義務は、給水装置工事主任技術者にあると水道法（第25条の4）に定められている。

したがって、企業長が行う工事検査は、水道施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行うことになる。

2.1 指定事業者の自主検査

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事完了後、次により自主検査を行い工事の適否を確認しなければならない。

1 設計図に基づき次の事項を確認する。

- (1) 管の延長
- (2) 管の埋設深度
- (3) 管の接合方法
- (4) 分岐、屈曲、径落し工法
- (5) 逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付け方法
- (6) メーター設置基準及びメーターボックスの設置状況
- (7) クロスコネクションがないこと
- (8) 給水管防護方法

2 給水装置の構造及び材質が、政令第6条及び本施工基準に適合していることを確認する。

3 テストポンプにより耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認する。テストポンプによる耐圧検査は次による。

(1) 分岐箇所

サドル付分水栓、EFサドル、不斷水割丁字管を使用し分岐する場合、被分岐管に取付けした状態で耐圧検査を行う。耐圧検査は、0.75MPa(7.65kgf/cm²)の圧力を1分間以上保持することを基本とするが、被分岐管の劣化状況等による試験圧力値等は、企業長の指示に従うこととする。

(2) 分岐部からメーターまでの給水装置

サドル付分水栓の規格では、構造上弁座漏れ試験を0.75MPa(7.65kgf/cm²)としていることから、弁座の機能を損なうことのないよう、分岐部からメーターまでは、0.75MPaの圧力を1分間以上保持することで、給水装置の構造・材質基準の耐圧性

能を確認する。

(3) メータ一下流側の給水装置

ウォーターハンマーによる水撃圧等を考慮し、給水装置に加わり得る最大水圧として 1.75MPa(17.85kgf/cm²)の圧力を 1 分間以上保持することで、給水装置の構造・材質基準の耐圧性能を確認する。

(4) EF 接合箇所耐圧検査の留意点

EF 接合の場合の耐圧検査は、最後の EF 接合冷却終了後、分岐部からメーターまでは、30 分以上の放置時間後に行うこと。

分岐箇所及びメータ一下流側の耐圧検査は、最後の EF 接合冷却終了後、60 分以上の放置時間後とする。

4 吐水状況及び残留塩素測定等による水質の確認を行う。確認項目は、表VII-3-1 のとおり。

表VII-2-1 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/l以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	"
色	"
濁り	"

2.2 工事検査の受付

次の提出書類により受け付け、記載内容を確認する。

1 「給水装置工事検査申請書」(施工基準第 15 号様式)

申請年月日、工事場所、水栓番号、指定事業者(申込者)、主任技術者(押印)、給水装置所有者(施工主)が記入され、検査年月日(予定)が記入されていること。

2 「給水装置工事申込書」(施工基準第 1 号様式)

設計審査手数料及び加入金の納入済を確認する。

検査日(検査受付日)を記入し、メーター個数等に変更がある場合は、修正する。

3 「使用材料基準適合確認書」(施工基準第 3 号様式)

工事申請時に提出した使用材料について、変更がある場合には、修正するか、新たに提出されていること。

4 「完成図」(施工基準第 5 号様式)

工事申請時の平面図と同様に、水栓番号、申請者、工事場所、指定給水装置事業者、主任技術者、作成年月日が記入されていること。

完成図の記入方法は、原則として「第VI章図面作成」の設計図作成方法による。

完成図は、「第VI章 1.2 作図の条件」に従い作図されていること。

直結増圧式給水の場合は、増圧給水設備以下の給水装置を含めた完成図であるこ

と。

受水槽の設置を伴う給水装置工事は、受水槽以下設備の完成図を添付すること。なお、受水槽以下設備の完成図は、青写真（コピー）でも構わない。

2.3 工事検査手数料の徴収等

1 徴収額

給水条例第35条に定める額とする。

2 徴収方法

担当窓口において工事検査申請を受け付けした後、発行する納付書で徴収し、「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）の工事検査手数料欄に記入する。なお、工事検査手数料については、設計審査時に徴収し、既に記入されている場合がある。

2.4 工事検査の実施（工事写真管理項目）

1 工事検査

検査申込み後、速やかに検査を実施する。

2 完成図審査

工事申請時に提出された「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第3号様式）、「設計図」（施工基準第4号様式）と完成時に提出された「給水装置工事検査申請書」（施工基準第15号様式）及び「完成図」（施工基準第5号様式）、「給水装置工事検査確認表」（施工基準第16号様式）、工事写真に基づき、主に設計図との相違箇所及び現地では確認できない埋設状況等の工事写真に重点を置き次の審査を行う。

（1）施工方法及び使用材料の適否

特に指定工法及び指定材料の適否を確認する。

（2）図面の記載方法の適否

特に管、水栓類等の表示記号、口径、延長に重点をおく。

（3）露出部分などの防護方法とその使用材料の適否

（4）新設及びメータ下流側を全面的に改造したものは、耐圧検査実施済の確認

（5）集合住宅に複数のメーターを設置した場合は、規則性及び通水確認実施日の確認

（6）増圧給水設備を設置した場合は、その設置位置の確認及び機種、型番の記載

（7）特殊器具等については、政令第6条の基準への適合を自己認証報告書又は第三者認証機関による認証番号等で確認する。

（8）「給水装置工事検査確認表」（施工基準第16号様式）の「給水装置工事主任技術者【確認欄】」に自主検査として実施していることを確認し、必要に応じ「検査立会者」欄の項目を確認する。

3 工事検査（現場検査）

(1) 完成図審査時に指定事業者から提出された「給水装置工事検査確認表」(施工基準第16号様式)を基に、政令第6条の基準及び施行基準に適合していることを確認し、適合していないものは期日を定めて手直しを指示し、手直し後再検査する。

なお、給水管からの分岐部を撤去する工事(支分栓撤去)については、写真提出がある場合以外は必ず現場で撤去箇所を確認する。

(2) 検査に当たっては、水質事故を防止するため次の点に留意する。

- ① 井水を併用している場所については、給水管との接続が無いことを慎重に確認する。
- ② 工場等の給水装置については、特殊な機器(政令第6条の基準に適合する製品以外のもの)に接続していないこと、危険な場所への配管が無いことなどを慎重に確認する。
- ③ 増圧給水設備を設置した場合は、機種及び型番を確認する。
- ④ 受水槽やその他貯水のためのタンクがある場合は、吐水口空間が規定どおり確保されていること、異常警報装置等の措置が十分であること等を確認する。
- ⑤ 工事申込者及び施行者等に対して、水道使用上の注意及び管理に当たっての必要事項を指導する。

4 再検査

上記3により、手直しを指示した再検査は、その部分を重点的に確認する。

5 現場検査の省略(工事写真管理項目)

適正な施工を証明できる写真を提出し、給水環境に悪影響がないと企業長が認めた場合は、現場検査を省略することができる。

提出する写真は、表VII-2-2「工事写真管理項目」を参考に必要な項目の写真とする。

6 工事検査の立会い

完成図審査及び工事検査には、当該工事を施工した(給水管分岐及び撤去工事検査の場合は、当該工事を施工する)指定事業者の給水装置工事主任技術者を立会わせる。

7 現場検査に当たっての注意事項

(1) 現場検査で他人の土地、家屋等に立入る場合、所有者等の同意がなければ立ち入ることができないので、あらかじめ指定事業者を通じて工事申込者の了解を得る。

(2) 検査の結果工事内容に不備があった場合、指定事業者に対し改善を指示する。この場合、工事申込者に立ち会ってもらうことが望ましい。

表VII-2-2 工事写真管理項目

【共通】

	工程・種別	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	着手前	施工場所（全景）	※ 着手前	施工箇所毎	
	完成後	施工場所（全景）	※ 完成後	施工箇所毎	
準備工	安全管理	・工事標示板等 ・交通誘導警備員	※	全景1枚以上	
管工事	被分岐管埋設位置	埋設位置	※ 挖削後	施工箇所毎	・管種・口径を明示し撮影すること。
	分岐材料取付工	・土被り ・分岐位置	※ 施工後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること。（分岐部の拡大撮影を含む。） ・深度と構造物（水路等）からの寄りがわかるようスタッフをあて撮影すること。
		離隔状況	施工後	施工箇所毎	・分岐取付箇所付近に配水管の継手や他の者の給水装置の分岐がある場合は必要な離隔を確保し、スタッフやリボンテープをあて撮影する。
	穿孔前水圧試験	水圧状況	分岐材料取付後 ・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする。
	分岐穿孔	施工箇所	・穿孔後 ・コア挿入前 ・コア挿入状況 ・コア挿入後		・穿孔後、切片が分かるように撮影すること。 ・分水栓のバルブ開閉状況が確認できるように撮影すること。 ・他埋設管の誤穿孔の防止のため、必要に応じて残塩検定を行うこと。※
		給水圧力測定	分岐穿孔後	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする。
	管据付工	配管状況	※ 据付完了後	全景1枚以上	・分岐以降の配管状況が分かる写真とする。
舗装本復旧	舗装工	仮舗装状況	※ 仮舗装完了時	施工箇所毎	・「W1」標示がわかるように撮影する。
		本舗装状況	※ 本舗装完了時	施工箇所毎	・「W2」標示がわかるように撮影する。
		区画線標示	※ 完了後 ・仮復旧 ・本復旧	施工箇所毎	
敷地内	完成後	施工場所（全景）	完成後	1枚以上	分岐～第一止水栓までの水圧
	水圧試験	管路水圧試験	水圧状況 ・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・試験実施日、水圧、時刻が判読できる写真とする。 ・実施箇所（分岐部～第1止水栓、第2止水栓～下流部）の写真とする。

【条件】

	工程・種別	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	管工事	伏越配管	取付状況	※ 施工後	1枚
					・水路の下に配管する場合（伏越配管箇所は全箇所） ・伏越箇所における給水管の深さがわかるようにスタッフをあて撮影する。また、他の埋設物と離隔（30cm以上）が分かるようにスタッフをあて撮影する。
		管防護	施工箇所	施工後 施工状況 施工後	1枚以上 1枚以上 1枚以上 給水管にさや管等を施す場合 モルタル充填を行う場合 防護コンクリートを打設した場合
敷地内	管工事	既設管接続	取付状況	施工後	1枚以上 既設給水管と接続する場合
		管防護	施工箇所	施工後	1枚以上 給水管にさや管等を施す場合

【撤去時】

	工程・種別	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	撤去工	分岐止め等 既設管撤去	施工箇所（分岐部）	※ 施工後	1枚
			・施工箇所（撤去後） ・撤去した給水管	・撤去前 ・撤去後	1枚以上 不用となった分岐を止める又は撤去する場合 ・不用分岐撤去に際し、配水管を切り取り復旧する場合は配水管同士の接続箇所も撮影する。 ・不用となった給水管の撤去後及び撤去した管も撮影する。
敷地内	撤去工	既設管撤去	施工箇所（撤去後）	撤去後	1枚 ・キャップ止めとする場合は施工前と施工後を撮影する。

※：各事務所の指示による

2.5 工事の完成

1 工事完成届

工事検査完了後、「給水装置工事完成届」（施工基準第17号様式）を提出する。

2.6 整理・保管

1 完成図

提出された「完成図」（施工基準第5号様式）は、「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）などの関係図書と合わせて保管する。

2 完成図書等の保管

工事完成後は、完成図書などを一括して、水栓番号順等により保管する。